

保険史考察の意義

小川 浩 昭

目 次

1. 問題意識
2. 保険史の必要性と保険の本質
3. 保険史の目的と時代区分
4. 保険生成の考察方法
5. 保険発展の考察方法
6. 保険の現代史

1. 問題意識

伝統的保険学の再評価をテーマとした拙著（小川[2008]）では、再評価に関わる考察として保険の歴史的考察についても検討し、保険の分類と歴史を結びつけた考察が重要であるとした（同第3章）。そこでの問題意識の一つは、安易な伝統的保険学軽視が、保険史考察の貧困を招いているということであった。本稿で再び保険史を取り上げるのは、この問題意識が依然として払拭できないばかりでなく、わが国経済学教育に持つ危機感から事態は悪化していると思われるからである。経済学教育への危機感とは、大学教育改革の一環として進められた各学問分野における参照基準の作成における経済学分野の議論から感じたものである（小川[2015]pp.273-275）。そこでの危機感、保険学の動向を考えるとにも共通するものであり、経済学分野における歴史軽視・無視の傾向は保険史について考える際に共有すべきものとする。それは、経済学の方法や定義の在り方が社会科学

全体に決定的な影響を与えているからである。

ところで、本学商学部今年度より新規の科目として「保険史」が設置され、開講された。わが国大学教育において、伝統的な保険科目が削減される傾向にある中で（同pp.203-214）、本学は保険学に関連する科目が、筆者が赴任した時点（2000年4月1日）の通年4単位1科目から、半期2単位4科目・計8単位へと量的に倍増している。これは本学商学部教育の全体的な枠組みの中で、徒に自分の専門領域の拡大・増大を求めた結果ではなく、保険領域の教育を充実させるためになされた改革であり、学部・学科全体のカリキュラム改革にあわせ、バランスにも配慮しながら最適化を追求した結果である。小川[2015]で明らかにしたように、わが国保険学、保険教育の傾向は、わが国教育改革をも飲み込んだ「米国化・金融化」として捉えることができる新自由主義的改革にのり、リスクを重視したアメリカ型「リスクマネジメントと保険」・RMI（Risk Management and Insurance）に傾斜しつつある。さらには、金融化の側面が顕著に出て、保険学のファイナンス論への埋没、大学の保険カリキュラムで言えば、前述のとおり、伝統的な保険科目の著しい減少が生じている。正に、保険学は危機的状況にあるのではないか。したがって、本学における保険に関するカリキュラムは、全国的な危機的状況に逆行することとなる。そのことは、「保険史」の設置に象徴的に現れている。

そこで、本稿では、伝統的保険学の流れを汲む保険史考察の方法を明らかにすることで、本学の保険教育における全国的な傾向に対する逆行の正当性を明らかにする。

2. 保険史の必要性と保険の本質

本稿における伝統的保険学とは、小川[2015]で明らかにした保険本質論、保険の二大原則（給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則）重視の保険学である。

さて、保険の歴史的考察において、まず保険をどのようなものと捉えるかが出発点となる。歴史的考察をする対象をどのように認識するかが確

定していなければ、考察のしようがない。保険をどのように捉えるかという問題は、必ずしも保険の本質の本格的な考察である保険本質論を必要とせず、便宜的な定義・認識を出発点とすることも可能かもしれない。現に、伝統的保険学に対する批判は保険本質論偏重に向けられ、保険を定義する必要があるとしても一応便宜的に定義すればよいとするものが多い（同 pp.187-201）。保険の歴史についてもリスクという用語を用いて、リスク対策史の一部とすれば十分とされるかもしれない。しかし、ある特定のニーズを満たし、社会に制度として組み込まれた保険については、どのようなニーズを充足し、それを満たす方法としていかなる方法が取られているかが、その歴史性と共に明らかにされる必要がある。それを本格的に考察するとなれば、やはり保険本質論となり、保険によるリスク対策の社会における意味を問う必要があるのではないか。保険本質論を無意味なものとしそれを重視する伝統的保険学が批判されるが、批判すべきは保険研究者各自が独自の保険学説を主張するが如きの「過度な保険本質論争」であって、保険本質論そのものではない。

そして、理論・政策・歴史という社会科学の体系が保険学にも当てはまり、保険理論の核心である保険本質論が保険史の前提、出発点とならなければならない。今、保険の本質をある特定のニーズを特定の方法で満たす制度とすると、理論的には、特定のニーズは、人類に普遍的に求められるもの（普遍性）、または、ある特定の歴史的段階でその社会に規定されながら特殊歴史的に求められるもの（歴史性）のいずれかである。あるいは、普遍性、歴史性の2次元で捉えられる特定ニーズである。保険は、経済的困難が発生した時にその困難に対応して一定の経済状態を維持する機能がある。この点に着目すれば、保険の機能は経済的困難が発生した時に一定の経済状態を確保する機能であり、これは「保障」といえよう。特に経済的な面への保障であるから、「経済的保障」である。経済的困難は必ず発生するとは限らない、またはいつ発生するかわからない偶然事象であり、この点で保険は偶然に対する制度であり、「偶然なくして保険なし」である。また、偶然事象による経済的困難が発生する可能性が経済的保障ニー

ズを喚起していると言え、この可能性が「危険」である。ここに保険把握において「保障」、「危険」というキー・ワードを導き出すことができた。「保険」の「保」は「保障」の「保」、「保険」の「險」は「危険」の「險」であることを考えると、改めて漢字は偉大であると思知らされる。

偶然事象による経済的困難は古今東西いずれの社会にも発生する可能性があるので、経済的保障を求めるニーズは普遍的な、超歴史的なものである。この超歴史的なニーズに対して、保険は特定の歴史的段階で登場し、そのニーズを充足するようになったと捉えることができよう。したがって、保険は普遍性、歴史性の2次元で把握されなければならない（小川[2008]pp.23-33）。当然学問としては、なぜ特定の歴史的段階で登場したのか、裏返しの問題として、なぜその特定の段階までには存在しなかったのかが解明されなければならない。ここに保険史が必要とされる。

前述の可能性概念としての「危険」をリスク (risk) とすれば、経済的保障制度はリスクへ対応する制度であり、前述のとおり、リスク対策史としての歴史的考察も可能であろう。しかし、保険の機能や社会経済的意義を明確にするには、保険によるリスク対策が果たす働きが説明されるべきであろう。ここに保険は一定の歴史的段階に登場した経済的保障制度と捉える。保険をいかなるものと捉えるかは、保険本質論の問題である。そこで、先行研究としての伝統的保険学を通じて考えるべきである。

保険は経済的保障を多数の保険加入者から少額の保険料を徴収して、保険事故にあった者に多額の保険金として分配して達成している。すなわち、保険は<多数×少額>の貨幣を<少数×多額>の貨幣に転換する貨幣の再分配の制度である。この貨幣の再分配の方法は、給付・反対給付均等の原則と収支相等の原則を大数の法則が結びつけることによって説明できる。それはまた、資本主義社会の特徴が反映した、歴史的な認識に基づいて説明できる（同pp.105-109）。このように、保険の本質を重視して保険を経済的保障制度と捉え、歴史的認識に基づきながら貨幣の再分配制度と捉えるのである。このような保険の捉え方の先行研究が、保険学説¹⁾の「経済的保

1) 保険学説の詳細については、小川[2015]第3章を参照されたい。

障説」(庭田範秋)、「予備貨幣再分配説」(真屋尚生)である。以上のように、伝統的保険学が重視した保険本質論、保険の二大原則を重視して、保険を近代資本主義社会における経済的保障制度と捉える。

3. 保険史の目的と時代区分

およそ歴史上のある段階において登場した制度の歴史的考察の核心は、その制度の生成・発展であろう。保険史考察の核心も保険の生成・発展にある。しかし、保険を近代資本主義社会における経済的保障制度と捉えたことから、保険の生成・発展の考察は、「保険生成の考察」と「保険発展の考察」に分けるべきである。すなわち、前者は保険が近代で生成してくる様を明らかにし、後者は近代資本主義社会の展開に従いながら保険が進展する様を明らかにすることである。このように、保険史の考察目的は、「保険生成の考察」と「保険発展の考察」である。

保険の近代での生成は、経済的保障制度が超歴史的制度であることから、前近代に存在したと思われる保険の先駆的形態にいかに関与して代わるか、換言すれば、「保険の近代化」の問題として把握すべきである。保険史においてしばしば指摘される原始的保険が保険の先駆的形態であり、その近代化が考察対象である。そして、原始的保険をいかに捉えるかは、経済的保障史上経済的保障制度がどのような歩みで原始的保険へと繋がるかを明らかにすることである。この点から、保険史は大きく経済的保障史として考察される必要がある。保険の発展は経済的保障史の重要な一部ではあるが、土台の資本主義社会の展開に規定されつつ保険が進展する様を明らかにするために、資本主義社会の時代区分が決定的に重要である。

保険の生成は近代化に焦点が当てられるので、時代区分としては前近代と近代の2分法が有効である。近代保険の要件が示され、それがいかに充足されてくるかが保険の近代化であるので、2分法が効果的である。したがって、保険の近代化では、近代保険に対して原始的保険に足りない条件が明らかにされ、その条件の充足過程が他ならぬ近代化の過程として考察される。原始的保険の歴史的な位置、したがってまたその性格を明確にするた

めに、古代の頃より見られる経済的保障制度が取り上げられ、考察されなければならないが、保険の近代化が中心であることから、原始的保険の先駆的形態は、範疇的に保険と同様な役割を果たした制度として「保険類似制度」とできよう。こうして、近代保険への道筋は、大きく保険類似制度→原始的保険→近代保険と捉えることができる。以上が、保険の生成・保険の近代化の考察である。

次に、保険の発展について考える。重要な資本主義社会の時代区分は、大きく商業資本主義、産業資本主義、金融資本主義、福祉国家主義に分けることができよう。地理上の発見から大航海時代となって商業資本主義が成立し、中世封建社会から近代資本主義社会への過渡期となる。産業革命によって産業資本主義に移行し、労働者階級が登場して資本・賃労働関係が構築され、近代資本主義社会が確立する。ここでは、労働者階級の待遇、あるいは労働者階級の階級的自覚などによって社会や保険の動向が大きく左右されるが、自由競争を基本とした工場制工業による製造業優位の経済に独占が生じ、それが金融と結びついて金融資本主義時代に移行する。それはまた、パクス・ブリタニカ (Pax Britannica) と言われた、いちはやく産業革命が起こった、その意味で先進資本主義国であるイギリスに対して後進資本主義国であるドイツ、フランス、アメリカなどが追いつき、欧米列強による帝国主義的な世界市場の分割が行われる時期でもある。20世紀に帝国主義は二度の世界大戦をもたらし、大戦間に世界大恐慌を挟み、資本主義は危機的状況を経験する。

しかし、戦後は社会主義陣営との米ソ冷戦構造の中で資本主義は福祉国家化し、福祉国家主義と呼べる様相を呈して黄金の60年代となるが、その後、福祉の反動、イギリス、アメリカでの新自由主義政権の誕生で反福祉国家政策が本格的に取られ、1980年代に「福祉国家の危機」と言われる。さらに、1990年代に入って社会主義陣営が崩壊すると、資本主義の勝利とされ、資本主義としての純化を求める新自由主義的な展開がより一層強まり、グローバリゼーションとして世界的に推し進められる。それはIT革命を背景とした金融自由化に先導されるが、先に指摘した「米国化・金融

化」の大きな波となる。

福祉国家主義という用語は一般化していないが、福祉に関わる社会保障という反資本主義的な制度を取り入れ、資本主義と社会主義の収斂現象（Galbraith[1967]）という見方が一世を風靡するほどとなった。その後福祉の反動、さらに、福祉国家へと不純化した資本主義を純化するという発想の新自由主義的反福祉国家政策が進展するものの、大きな政府、社会保障は排除されることなく存続している点から、新自由主義による資本主義の純化の動きは、福祉国家の崩壊ではなく、福祉国家の変容と捉えられるのではないか。このように捉えるならば、戦後を福祉国家主義とするのは妥当であり、福祉国家に戦後の資本主義の時代区分としての画期を求めることができよう。そして、福祉国家主義における新自由主義による反福祉国家政権の登場以降を現代史として時代区分ができるのではないか。第2次世界大戦に大きな時代の画期があり、しばしば第2次世界大戦後として現代が設定されるが、新自由主義政権の登場に時代の画期を求め、米国化・金融化の流れとなる現在を現代史として描くのである。そこで、金融資本主義は第2次世界大戦までとして、福祉国家化に特徴付けられる戦後を福祉国家主義とし、その中でも英米での新自由主義政権誕生以降を保険の現代史の期間とする。

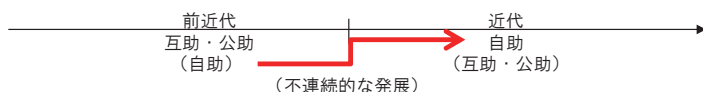
保険が登場した歴史的段階は近代資本主義社会であるから、「保険とは近代資本主義社会における経済的保障制度である」とする。これが保険史考察の原点である。したがって、保険史が考察すべき核心のテーマは、超歴史的な制度である経済的保障制度が特定の歴史的段階、その意味で歴史的な資本主義社会で生成・発展した様子を描き出し、保険の生成・発展の規則性、法則性を探ることである。そのための分析上の重要な道具として、前近代・近代という2分法、商業資本主義、産業資本主義、金融資本主義、福祉国家主義という資本主義の時代区分、保険の近代化を捉えるための原始的保険といった概念などが必要となる。

4. 保険生成の考察方法

歴史考察において、非常に重要な前提ともいえる時代区分に基づきながら、保険の歴史はいかなる方法で考察されるべきであろうか。まずは、保険を普遍的な経済的保障機能を果たす近代における経済的保障制度と捉えたことから、時代区分を超えた経済的保障史の考察の方法が明らかにされなければならない。

経済的保障は超歴史的な概念といえ、いかなる社会でも必要とされる。それを行う原理は、自助、互助、公助に分けられ、これらも普遍的な超歴史的な概念といえよう。しかし、いかなる社会にも自助、互助、公助が存在し、保障原理として作用しているものの、ある時期には互助が前面に出て自助や公助はあまり重要ではない、別の時期は自助が前面に出て互助や公助はあまり重要ではないといった、保障原理の組み合わせは普遍的ではない、歴史的な把握ができるであろう。現に、保険が近代において登場したことに対して、自助が強く求められる近代という面が強調されることが多い。前近代、近代という区分法に従って保障原理を見ると、3原理それぞれいずれの時代にも存在するが、前近代で脇役であった自助が近代で主役に躍り出るといふ社会の保障原理の大転換が起こっていることに注意を要する（図1参照）。これを保障原理の「不連続的發展」とする。したがって、保険が近代で生成したとは、自助が前面に出る保障原理の不連続的發展という大転換を背景にしていると考えられ、ここに自助が前面に出るとなぜ保険は生成したのか、逆に、自助が前面に出るまでなぜ保険は生成しなかったのかという問題を設定できる。

図1. 保障原理の歴史性



(出所) 筆者作成。

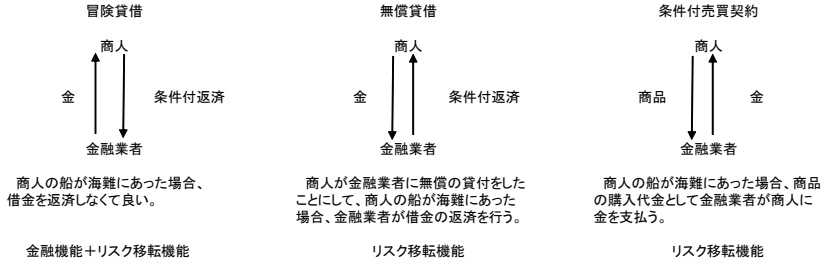
それでは分析する現象、保険史の場合は史実となるが、どのように史実を取り上げていけばよいのであろうか。保険史において、海上保険、火災保険、生命保険が3大保険とされ、海上保険が先行して火災保険、生命保険が続く様子を「保険が陸に上がる」ともいう。古代の頃から遡ると、海上リスク、火災リスク、生命リスクに関わる史実がみてとれるため、先行研究として保険史の3大保険に注目すべきであろう。3大保険に注目し、歴史的な流れをみる場合、それぞれの保険が対象とする海上リスク、火災リスク、生命リスクに対する人類の取り組みとして史実が把握され、考察されるべきである。

海上リスク処理に関しては、通常冒険貸借、無償貸借、条件付売買契約の流れで説明される。海上輸送で商品を運ぶことから海上リスクに曝されている商人が、借入に際し、海難にあつて船や商品に損害が発生した場合は返済しないという条件を付けたのが冒険貸借であり、通常の貸借の金融機能にリスク移転機能が加わったものである。しかし、もともとキリスト教で利子が批判され、1230年ごろ微利禁止令が出されて利子が取れなくなったため、利子のない無償貸借に変化したとされる。さらに、無償といっても貸借形態をとる限り利子への疑義が生じるので、売買形態をとる条件付売買契約が登場したとされる（図2参照）。そして、条件付売買契約段階では、保険契約者、保険者、保険料、保険金、保険事故といった保険契約を成立させる要件が揃い、契約的には保険といえる原始的保険の段階になったとされ、史実としてそれから間もなく保険証券が発行され真正の保険（原始的海上保険）が登場したとされる。

ここに、原始的保険とは契約的には保険であるが、保険料の計算が非合理的で保険団体の形成も見られない、一つ一つの契約が投機的に、博打のように行われるという点で原始的保険とされる。それは、中世から近代への過渡期の投機的な前期的資本である商人が営む商人保険である。これに対して、近代保険は原始的保険が近代化したものであり、近代化とは保険料が合理的となり、保険団体が形成されることを意味し、それは保険が一つの事業として確立し、継続的に営まれるということである。前期的資本

に対して近代資本である保険企業が、ゴーイング・コンサーンとして保険事業を営むことにより成立するのが近代保険である。

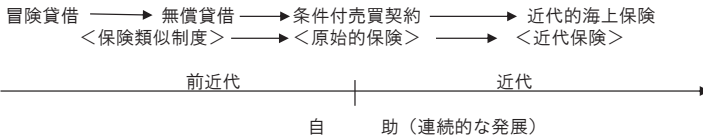
図2. 冒険貸借、無償貸借、条件付売買契約



(出所) 筆者作成。

経済的保障原理に話を戻すと、海上リスク処理では、一貫して海上リスクに曝される商人が対象となるため、自助の原理が貫かれている。ここに、社会自体の保障原理は大転換により不連続的發展となるのに対して、海上リスクの処理は自助の連続的發展なのである (図3参照)。

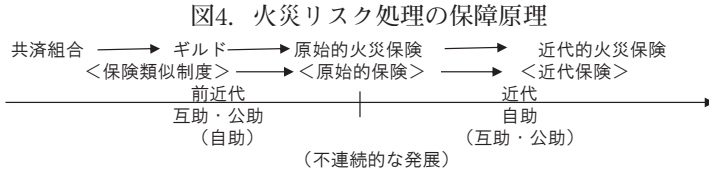
図3. 海上リスク処理の保障原理



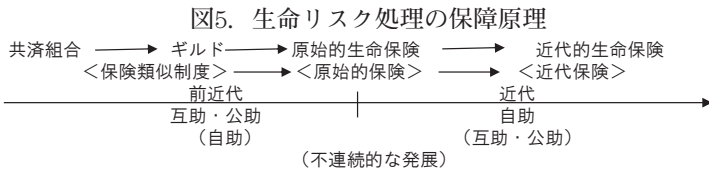
(出所) 筆者作成。

保障原理に引き付けて、火災リスク処理、生命リスク処理についてみよう。コレギア・テヌイオルム (Collegia Tenuiorum)、モンテスピエタティス (Montes Pietatis) などの具体的な制度に言及しつつ、古代は共同体に、中世はギルドにと、共同体的な保障やそれを補うように教会の役割が強調される。いずれにしても、保障原理という点では、自助が背後に押し

やられているという点が重要である。したがって、火災リスク、生命リスクに関しては、社会と同様に保障原理の大転換による不連続的發展がみとれるのである（図4、5参照）。



(出所) 筆者作成。



(出所) 筆者作成。

ここに、なぜ海上リスクの処理は連続的な發展を遂げたのに対して、火災リスク、生命リスクの処理は不連続的な發展を遂げたのかという問題が発生する。この問題を解くカギは、リスクの性質にある。海上リスクは、ある地点から別の地点への移動の間に生じるリスクであるから、一時的であり、そのリスクに曝されるのは、共同体から外れ、商取引によって共同体同士を結び付ける商人という社会にとって特殊な存在である社会性のない者である。これに対して、火災リスクは、一度住居のように建物を建てれば恒常的に火災リスクに曝され、衣食住というように建物がおよそ生活の基本の一つとすれば、火災リスクに曝されるのは一般の人々であるから、火災リスクは恒常的、社会性のあるリスクとなる。生命リスクに至っては、火災リスク以上に恒常的、社会性のあるリスクである。

一時的、社会性に乏しいリスクは、そのリスクに曝される者に、自助が強制される力がかかるが、恒常的、社会性のあるリスクは、社会全体で取

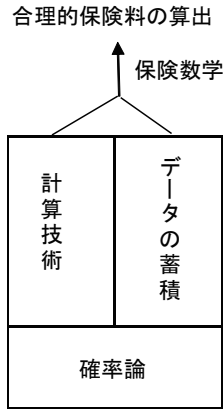
り組むような、社会の原理自体が保障原理として機能することになる。かくして、海上リスクは前近代も、近代も自助が強制されることになって保障原理が連続したのに対して、火災リスク、生命リスクは社会の保障原理が機能して、社会と同様に保障原理が不連続な展開を遂げたのである。

このように、保険の本質の超歴史的要素を経済的保障に求め、保障原理に基づく歴史的把握から、3大保険の歴史的系譜が考察されなければならない。その上で、保険史考察の核心である保険の近代化が考察される。前述のとおり、保険の近代化の要件は、合理的保険料の算出と保険団体の形成である。合理的保険料の算出は継続的な事業運営を可能とするための保険技術の成立を意味するが、それだけでは近代保険は成立しない。それは、保険技術の成立は合理的保険料算出の可能性を示すのみであって、そのことで事業としての保険が成立するわけではないからである。事業としての保険は、合理的な保険料に基づき、大量な保険契約がなされて保険団体が形成されることによって、保険特有の〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換することができるからである。したがって、保険の近代化の考察は、合理的保険料の算出と保険団体の形成が歴史的にどのように整い、保険を近代化させたのかについての考察とならなければならない。

保険技術については、保険特有の貨幣転換が確率計算を前提とし、大数の法則を応用しているのだから、数学の発展がなければならない。しかし、数学が発展しただけでは合理的な保険料の算出は不可能である。保険料算出に結びつけるには、確率は単なる確率ではなく危険率として算出されなければならない。そのためには対象とするリスクに関するデータを必要とする。したがって、合理的保険料算出についての考察は、数学の発展という計算技術の発展とデータの蓄積というデータ面の発展の2つの道が歴史的に1本に結ばれ、合理的保険料算出を可能とする道筋として示される必要がある。

図式的には、土台に確率論が位置し、その上に乗るようにして計算技術が発展し、別の道筋でデータが蓄積され、歴史的にそれが合わされ、保険数学の水準に押し上げられ、合理的な保険料を算出するための保険技術が整うという保険技術史として示される（図6参照）。

図6. 保険技術史



(出所) 筆者作成

保険団体の形成のためには、爆発的な保険需要の増大が必要である。そのためには、大量な保険契約が継続的に見込めるようになる社会経済的条件が整うことが必要である。そのような条件を整える大きな社会変革が、産業革命であろう。したがって、保険の近代化の要件とは、数学の発展とデータの蓄積を前提とする合理的な保険料算出のための保険技術の成立と保険団体の形成を可能とする産業革命による保険需要の爆発的な増大である。

このような保険の近代化の考察に向けて、原始的保険までの展開は、保険の直接的な系譜としては、自助の系譜の海上保険への流れが主流とできるだろう。しかし、原始的海上保険の近代的海上保険への発展では、保険技術の成立がみえない。近代的保険技術は生命保険で整ったので、保険技術史として生命保険史が展開される必要がある。そこで、保険類似制度→原始的保険→近代保険の流れにおいて、保険類似制度→原始的保険は海上保険の流れで、原始的保険→近代保険は生命保険の流れでの考察となる。火災保険史はこれらの補完として考察される。

ところで、考察の中心である史実の把握において、近代保険の成立では

産業革命が先行したという点で先進資本主義国であるイギリスが先行しているため、イギリスが中心となろうが、方法論上イギリスを中心とすべきことを確認しておこう。資本主義社会の展開において、世界資本主義の発達というものがあったわけではないが、それぞれの資本主義社会は互いに絡み合いながら世界資本主義を形成し、世界各国の資本主義社会は世界資本主義の発達の一環として捉えられなければならない、イギリス資本主義はその先導的地位にあったため、この絡み合いにおいて決定的に影響を与える側にあつて、それ自体として取り扱うことができよう（大塚[1969] pp.421-422）。この点から、方法論上イギリス資本主義の展開を重視し、イギリスでは保険の生成・発展も自生的に展開したと考えることができる。それに対して、後進資本主義国はイギリスから大きな影響を受け、保険の生成・発展も国内の事情によるとはいえ、イギリスの影響を受けながら、資本主義一般の発展法則が貫徹する形で展開したものと考えるべきである。この方法論的な適切さは、水島のマール（Werner Mahr）批判で確認できる（水島[1961]pp.3-26）。

以上から、保険類似制度から原始的保険の考察においては、自助の系譜の海上リスクの処理の流れが重視され、地中海沿岸の国が場所的に注目されるが、保険の近代化においては、イギリスが取り上げられるべきである。イギリスの具体的な史実の展開に、保険の近代化をみることができる。

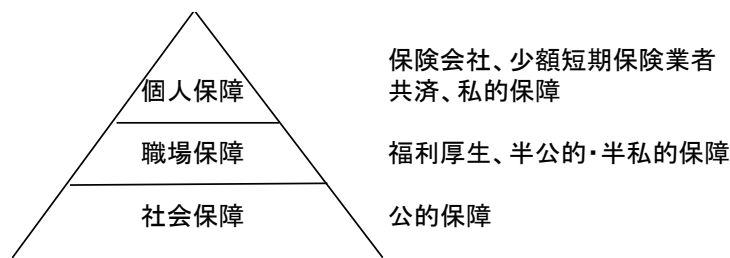
5. 保険発展の考察方法

保険の発展においては、前述のとおり、資本主義の時代区分が重要である。時代区分できる資本主義の展開に対して、それが土台となって保険を規定しながら、保険の発展がどのように展開されたかを考察しなければならない。保険の生成・近代化までの考察は、保険の種類という点では、海上保険、火災保険、生命保険が保険史の三大保険として注目されるので、それ以後の保険は新種保険として一括りにできる。しかし、こうした新種保険の括りはあくまでも三大保険に焦点を当てた保険の生成の考察においてであり、保険の発展の考察においては、新種保険として一括りにするの

ではなく、個別具体的に保険を把握し、保険の発展の把握のための類型化がなされなければならない。そのために個々の史実が考察されるべきである。

このような方法に従って考察すると、産業資本主義段階で保険は近代化した後、産業資本主義における機械化、生活様式、社会経済事情の変化によって発生した新たなリスクへの対応のために、いわゆる新種保険が登場した。それは、鉄道や自動車の登場により新たに生じたリスクへの対応として登場した傷害保険や自動車保険、社会経済事情、特に資本主義的生産様式の確立により、労働者階級が登場し、労働者階級と貧困が結びついたことにより登場した保険などがある。後者の保険として、簡易生命保険、協同組合保険、社会保険、団体生命保険があげられる。これらは労働者階級向けの保険であり、労働者階級は貧しい経済的弱者であるから、これらの保険は経済的弱者の保険といえる。経済的弱者の保険は、産業資本主義の後期から金融資本主義段階で登場し、世界に広がった保険史上興味深い保険である。簡易生命保険、協同組合保険はイギリスで登場したが、社会保険はドイツ、団体生命保険はアメリカで登場したということも、興味深い点である。それは、近代保険発祥の地であるイギリスでことごとく新しい保険が登場したが、その例外に経済的弱者の保険があるからである。経済的弱者の保険がなぜそれぞれの国で発生したかを明らかにして、経済的弱者の保険の保険史的意義が明らかにされる必要がある。実際の考察は小川[2008]に譲るとして、ここではその保険史的意義は保険企業を多様化させながら保険を社会のすみずみまで行き渡らせた「保険の社会化」にあるとの結論のみを提示する（小川[2008]pp.69-77）。

図7. 三層保障（保障・保険の混合経済化）



（出所）筆者作成。

福祉国家主義の段階では、資本主義国が社会保障制度を整備しながら福祉国家化するため、社会保険が社会保障制度の中核的な制度となり、そのため社会保険の性格が体制維持原理的な労働者階級向けの労働者保険から、国民の生存権を保障するための国民向けの保険へと発展したこと、そして、土台に社会保障・社会保険が位置し、その上に職場保障としての企業の福利厚生による保障などがのり、さらにその上に個人の自助努力としての個人保障がのるという形で、経済的保障が三層構造をとり、福祉国家の特徴である混合経済が、保障・保険にもみられることとなる。これを「保障・保険の混合経済化」とできよう。混合経済化の観点から三層構造を眺めれば、土台の社会保障は公的保障、真ん中の職場保障は私的存在である企業が提供するものの公的保障を補完し、私的存在が公的な役割を果たしていることから、半公的・半私的保障といえる。その上の個人保障は、言うまでもなく、私的保障である（図7参照）。

福祉国家は黄金の60年代を享受するが、1970年代の石油危機によるスタグフレーション（stagflation）で信任を失い、福祉の反動が生じ、1980年前後には英米で反福祉国家的な新自由主義政権の誕生となる。その後、米ソ冷戦構造の崩壊が生じ、資本主義の勝利とされて新自由主義政策が世界を席卷する。それは、IT革命を背景としながら、金融自由化で先導するグローバル化として世界に広がる。このような変化は、当然保障・保険にも多大な影響を与えた。このような展開を保険の現代史として考察す

べきである。その根本に据えるべき見解は、土台としての社会経済に対して、新自由主義の福祉国家攻撃による福祉国家の崩壊ではなく、福祉国家の変容の認識である。

福祉国家の変容によって、保障・保険の混合経済化で形成された保障・保険の三層構造において、公的、半公的・半私的保障が縮小し、私的保障の拡大が要請されている。また、リスクマネジメントの発展によって保険が絶対的なリスクマネジメント手段から相対化するが、その相対化は金融化による保障の金融化によって保険代替現象が発生している。これらの現象の意味を現代史として問いかける必要がある。

6. 保険の現代史

一般的傾向である米国化・金融化の流れが保険にも反映している。それは、金融手段によるリスクファイナンス手段の多様化として現れ、公的保障を縮小させながら保険を相対化している。特に、1990年代のリスクマネジメントのイノベーション（小川[2008]pp.231-244）で生じた、伝統的保険市場から金融市場へのリスク転嫁を含むリスクファイナンス手段の多様化は、リスクファイナンス手段として絶対的な存在であった、その点でリスクマネジメント上も絶対的な存在だった保険を相対化している。リスクファイナンス手段の多様化は保険の代替現象として生じている。保険がリスクマネジメント上絶対的な存在といっても、そもそも保険成立には限界があり、いかなるリスクにも保険が対応できるというのではなく、保険成立のための要件から保険には成立する範囲がある。換言すれば、保険による経済的保障の範囲・量には限界があるということである。

保険の成立要件を考えるために、保険の限界を次のように理解する。保険には、経済的限界、技術的限界、法律的限界がある。経済的限界とは、保険が成立する土台の社会経済が、歴史的には資本主義社会であるということである。これは、自由主義・個人主義・合理主義、したがってその裏返しとして生活自己責任原則の社会である。また、貨幣経済である資本主義社会で、保険は自助的な貨幣を使った制度として生成・発展したという

保険史の認識による。技術的限界は、主として二大原則（給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則）とそれらを結びつける大数の法則の成立に関わる限界であり、過大なる危険、過小なる危険、稀有なる危険、頻繁なる危険、同時性の危険、特殊な危険、人為的危険、発生不認定の危険に対して保険は対応できないということである。法律的限界は、公序良俗に反した保険や、保険がその本質的機能である保障と全く逆の賭博として使われることを禁止するというものである。

ただし、ここで注意を要するのは、こうした限界は絶対的なものではないということである。たとえば、失業は19世紀には原因はあくまでも個人的なもので失業者は怠け者とされたが、資本主義社会における景気循環が確認され、働く意欲があっても働けない多くの労働者がいることが確認され失業の社会性が認識されると、社会保険の一つとして失業保険が考案された。あるいは、地震リスクは過大なりスクとして保険の限界を超えるため原則免責事項とされるが、地震国日本では必要とされ、国が再保険者として関わり、民間損害保険業界によってノーロス・ノープロフィット原則で家計向けの地震保険を運営し、保険の限界を乗り越えている。このように、保険の限界は、通念の変化、社会の要請、時代の要請などによって変化する相対的なものである。

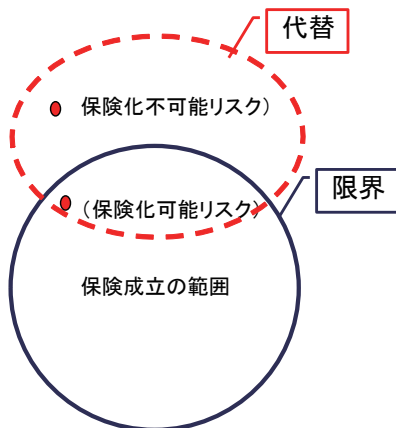
福祉国家主義による保障・保険の混合経済化は、保険の限界という観点から考えると、私的保障・私的保険の限界を公的保障・公的保険で乗り越えるという側面があった。現代史としての保険の限界は、公的なものを縮小させるために市場の利用が指向され、経済的保障では私的保障・私的保険が指向されることとなり、他方こうした自己責任を増大させることが各自のリスク負担を増大させ、また、全体的なりスク量が増大してきたことから、自助としての保険がますます求められる中で生じている。すなわち、新自由主義的政策でマクロのリスク量は変わらずとも各自が負担すべきミクロのリスク量は増大する中で、マクロのリスク量の増大もみられるのである。マクロ的なりスクとしては、地球環境問題と関連する1990年代以降多発する自然災害のリスクがあげられる。

現代史のこのような環境変化は、自助の制度として生成・発展した保険（私的保険）のニーズを大いに高めるが、増大するリスク量に保険の引受能力（キャパシティ）が追いつかず、そもそも対象とするリスクが保険の限界を超える保険化困難なリスクもあり、しかも新自由主義的な政策の下で、私的な限界を公的なもので対応することはできない、もしくはすべきではないとされるので、保険の現代史では保険以外の手段を利用しようという保険代替現象がみられ、保険がますます相対化する。

従来の保険の相対化は、保険マネジメントで事足るとして、リスクマネジメントを軽視した段階から、本来の意味のリスクマネジメントを指向することにより、保険以外のリスクマネジメント手段が発展したことによって生じた。それは、リスクマネジメントが本来あるべき姿に向かって成長する過程で生ずる当然の結果であり、そのこと自体が保険の衰退や何らかの保険の問題を意味するわけではない。現代史としての保険の相対化は、保険に対するニーズに保険が応えられないことによって、保険代替手段によって進められているものであるから、従来の相対化とは意味が異なる点に注意を要する。ここに、保険史は現代史として、保険代替手段による保険の相対化という保険代替現象を考察しなければならない。

図8で保険の限界を円周で示すと、円の中は保険の成立する範囲を示す。円の外側は保険が成立することができないので、リスクで考えると、円の中に位置するリスクは保険化可能リスク、円の外は保険化不可能リスクとなる。その保険化不可能リスクに対して保険が対応できないので保険の代わりに対応する手段が保険代替手段であり、保険代替手段が対応する範囲を点線の楕円で示している。このような保険が対応できないリスクに対応する、あるいは、保険がキャパシティ不足であるため保険代替手段が対応するというのは、保険による経済的保障の範囲・量を補うという意味で、保険や保険市場を補完する代替である。これに対して、円と楕円が重なるところは、保険化可能リスクに保険代替手段が対応していることを意味し、保険と競合的な代替である。

図8 保険代替現象



(出所) 筆者作成。

競合的な保険代替手段は、デリバティブ、ストラクチャード・ファイナンスといった金融イノベーションといえる金融手段を使ったものであり、保険と金融の融合、保険リスクの金融市場への転嫁といった形で、社会の経済的保障制度が進化したものとの肯定的な評価が多いが、もっと理論的に掘り下げて、慎重に考察するべきである。まさにそのような考察が、現代史の核心の一つである。

現代史としての保険の相対化は、保険代替によって一層保険の相対化が進展していることである。保険代替は補完的な代替のみならず、競合的な代替まで生じているが、競合的な代替がリスクファイナンス手段間の適正な競争をもたらしているならば、社会にとってより優れた経済的保障が追及されていることを意味するので、好ましいことである。しかし、それが行き過ぎたならば、当然問題である。この場合の行き過ぎとは、保険可能な領域にまで保険代替手段が入り込み、金融が肥大化した状況である。

金融の肥大化とは、実需に対して投機が過度であるということである。為替の取引で例えると、貿易決済のための自国通貨と基軸通貨の交換が実

需であり、それに対して単なる価格差による利益を目的とした為替取引が投機である。ただ価格差で儲けるだけの投機が是認されるのは、市場に流動性を供給するからである。投機はそれ以外の社会的有用性を持たないので、投機は必要悪である。保険の保障と投機は全く逆でありながら、歴史的にも保険技術の前提である数学の確率論は、皮肉にもゲームの勝率を計算することから始まったとされる。一方、原始的生命保険の段階でナポレオンにたくさんの生命保険が掛けられていたように生命保険が賭博化し、欧州各国で生命保険が禁止、または、使用制限されたことから、生命保険の歴史的な発展が遅れたとも言われる。保険史的にも、投機は必要悪であるといえよう。必要悪であるが故に、その存在は程度の問題といえ、投機が実需を上回り取引の大半を占めるとなれば、市場は投機の間と化す。いうまでもなく、バブルは投機が過熱して発生する。そして、米国化・金融化の金融化は投機化でもある。

保険代替における実需とは、保障であろう。保障ニーズに応える保険代替は実需といえるが、そこに投機が蔓延る余地がある。たとえば、保険は損害保険の実損てん補に典型的なように、保障性を担保するための各種の工夫がなされている。保険史考察の柱である保険の近代化は、原始的保険が近代保険に進化する過程であるが、それは投機性、賭博性を排除して保険が保障性を備える過程でもある。これに対して保険代替手段は、保険の保険事故発生、保険金受け取りという資金調達面をトリガー発生、資金調達といった形で代替し、必ずしも保障を目的とするわけではない。少なくとも、保障性を担保しようという努力はしない。すなわち、リスクが顕在化して発生した経済的ニーズを埋めるのが保障であり、この点の工夫を様々に行って保障性の担保を指向する保険に対して、保険代替手段は保険のように保障性を追求するわけではないので、経済的ニーズの充足に過不足が発生する。これはベシス・リスクといえるが、ベシス・リスクを取るといふ形の投機が蔓延る危険性がある。また、デリバティブを含む有価証券形態の保険代替手段の場合、流通市場に過度に投機資金が流れ込めば、流動性の供給という次元を超えた、過度な売買の繰り返しという投機

が蔓延る危険性がある。

本質的に、保険がもつ射倖性に保険代替を通じて投機が蔓延る危険性があり、それが米国化・金融化で押し進められている。この現象を「保険と金融の融合」などと称して、無批判的に、むしろ画期的なものとして肯定する学問は、その学問自体が米国化・金融化に毒されているのではないか。言うまでもなく、保険代替現象が全く否定されるべきではないが、過度な保険代替により、保障が投機に飲み込まれる危険性があり、そのような批判を展開するためには、保障・保険の現代史として現象を批判的に捉える姿勢に基づく保険史と、保険の本質的性格を歴史的展開の中で明らかにする保険史が不可欠である。保険史の考察は保険理論の成果を駆使しつつその理論の正当性を確かめるものであり、保険史によって把握された課題は、その達成のための政策を必要とし、保険政策論によって政策が策定される。かくして、理論・政策・歴史の体系を有する保険学が求められるわけである。

保障が投機に飲み込まれる危険性と保険学がファイナンス論に飲み込まれる動きは、呼応しているかのようなのである。それに加えて、実学を求める大学教育改革の動向から、学問としての保険、理論・政策・歴史で体系化を指向した伝統的保険学は、大学のカリキュラムという次元でみると、もはや風前の灯である。このような危機的状況の伝統的保険学を支持する姿勢は、保守的な、時代遅れの議論と映るかもしれない。しかし、米国化・金融化を進める新自由主義は、政治信条的には新保守主義と言われ、「新」がついているものの、保守的である。新自由主義にしても、市場に全幅の信頼を置くという点で古典派的である。ハイエク(Friedrich August Hayek)は、市場による自由を圧迫する社会主義を少数権力者に対する屈服として批判し、それを目指すのは「隷従への道」(Hayek[1944], 一谷＝一谷訳[2008])であるとした。しかし、今や市場原理が非経済的分野も含めてあらゆる分野に広がり、市場原理よりも道徳、倫理、伝統などが重視される教育にまで及び、教育が商品化されつつある。教育が市場化・商品化という市場への「隷従への道」を歩んでいるのではないか。そのような流

れに抗う保険教育となれば、理論・政策・歴史の体系に基づくカリキュラムが求められ、保険史を独立した科目として置くぐらいでなければならない。

参考文献

Galbraith ,John Kenneth[1967],*The New Industrial State*, Boston ,Houghton Mifflin.

Hayek, Friedrich August[1944], *The Road to Serfdom*, Chicago, University of Chicago Press [一谷藤一郎＝一谷映理子[2008], 『隷従への道——全体主義と自由』 改版第10刷, 東京創元社]。

小川浩昭[2008], 『現代保険学——伝統的保険学の再評価』 九州大学出版会。
———[2015], 『保険学における一般性と特殊性』 九州大学出版会。

大塚久雄[1969], 『大塚久雄著作集第11巻 比較経済史の諸問題』 岩波書店。

水島一也[1961], 『近代保険論』 千倉書房。

(2016年1月稿)